

平成二十七年九月十七日提出
質問第四四六号

来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木貴子

446

来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第四〇七号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三九〇号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三九〇号）において答弁をされた、「ウクライナに関する問題の平和的解決のためにロシアが積極的かつ明確な行動を行う場合」とは、具体的に何を指すか説明を求めたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第四〇七号）では、「∴ロシアが、平成二十七年二月十二日の「ミンスク合意履行のための措置パッケージ」（以下「停戦合意」という。）に基づいて、ウクライナの主権及び領土の一体性を完全に尊重する形で、事態の平和的解決に向けて、建設的に行動する場合を指すものである。」との答弁をなされている。ロシアが事態の平和的解決に向けて、そして建設的に行動するよう促すためにも、日本政府が、ロシアに対する経済制裁解除に向けて、積極的に提案するべきでないか。政府の見解如何。

二 来年五月に開催される伊勢志摩サミットは安倍首相が議長である。議長国の権限・権利の中で、ロシアを招待すべきと考えるが、安倍首相の考え如何。

右質問する。